

(作成)

平鹿地域振興局建設部

用地課 用地・管理班

令和4年12月

※初稿（評価版）

令和6年4月 水道課編集

# 上水道工事に必要な県管理道路占用申請書 作成の手引き

(はじめに)

本手引き（案）は横手市水道管の施工において、申請資料を施工者が作成するとの方針を伺ったことから、県への道路占用申請書類を作成される方向けに要点をまとめたものです。

内容は、県の道路占用担当者が作成したもので、公式なもので無い事に留意願います。（横手市内の県管理道路における道路占用申請の参考にされる際は、事前に当該県道路占用担当者に確認願います）

まずは初版として、たたき台を作成しましたので、必要事項を随時追加していく予定です。

皆様の申請書類作成の一助になることを期待します。

(県の管理範囲) 横手市管内の県管理道路一覧

- ・一般国道107号、一般国道342号
- ・主要地方道盛岡横手線、主要地方道花巻大曲線、主要地方道湯沢雄物川大曲線、主要地方道横手大森大内線
- ・主要地方道神岡南外東由利線、主要地方道横手停車場線、主要地方道大曲大森羽後線、主要地方道横手東成瀬線
- ・主要地方道横手東由利線、主要地方道十字羽後鳥海線、主要地方道大曲横手線
- ・県道川連増田平鹿線、県道野崎十字線、県道二井山大森線、県道湯の又前田線、県道耳取後三年停車場線
- ・県道金沢吉田柳田線、県道浅舞醍醐線、県道植田平鹿線、県道御所野安田線、県道外山落合線
- ・県道中村上吉野線、県道南郷黒沢線

※大まかですが、住宅地図やgooglemap等で県道を確認出来ます。

(連絡先)

秋田県平鹿地域振興局建設部 用地課 用地・管理班

電話：0182-32-6208 ファックス：0182-32-0246

※メールについては、電話にてお問い合わせください。

## 1 占用申請の必要な工事

県管理道路に埋設されている水道管をから分岐するときは、県に対して事前に道路占用申請を行う必要があります。以下に事例を提示します。

- (1) 給水管・配水管取出し工事
- (2) 水道・下水道本管延長工事 ※自費工事申請も必要
- (3) 給水・配水取出し管撤去工事

申請書作成に当たっては、添付に必要な図面及び復旧条件等を市水道担当者の他、県担当者と相談願います。

## 2 占用申請の流れ

- (1) 県の道路占用担当者から、県の道路台帳を入手する。（平面図代わり。舗装構成の根拠になる場合もあります。）
- (2) 工事施工者が占用許可申請書の案を市水道課に提示し給水管接続の是非を確認する。
  - ↳【内容に問題無し】市水道課で受理の上、県に道路占用申請を行う。
  - ↳【資料不足等】疑問点をまとめ、県担当者に資料の提供・助言を求める。
- (3) 市水道課が申請書の内容に問題が無いことを確認する → 道路管理者に提出
  - ・既設埋設物との離隔を取ってください。
  - ・側溝を取り外さず管を通す場合は絶対に「狸堀」はしないでください。
    - ↳この場合、短距離であれば「鞘管」を打ち抜く等で対応してください。
- (4) 道路管理者が申請書の内容を確認した後、許可書を発行する。
- (5) 水道課から工事施工者に許可を連絡する。
- (6) 工事施工者が警察署に道路使用許可を申請する。（許可書の写しを添付）
- (7) 工事施工者が着手届を作成し、工程表及び道路使用許可の写し（表紙＋別紙）を添付して水道課に提出する。
- (8) 市水道課が内容を確認後、道路管理者（県）に着手届を提出する。
- (9) 工事完了後に工事施行者が完成届を作成し、完成資料（写真は見分を含め2部）を添付して水道課に提出する。
- (10) 市水道課は完成届の内容を確認し道路管理者（県）に提出する。

## 3 占用申請書の作成

占用が必要な工事を請け負ったら、占用申請書を作成し水道課へ提出してください。

- (1) 許可申請書等の様式について
  - 許可申請書等の指定様式については記入例を参考に作成してください。
- (2) 給水管の埋設位置等について

設計に際しては下記事項について留意願います。

- ・舗装構成内に埋設施設が干渉しないよう埋設深を設計してください。（具体的には、下層路盤に管上砂が干渉しないこと）
- ・既設構造物（道路構造物、他管理者の埋設物）と一定以上の離隔をとること。一般的には30cmですが、関係する管理者に確認を取ってください。
- ・側溝下を横断する場合も離隔を確保してください。また、狸堀は不等沈下の原因となりますので、絶対に止めてください。（鞘管を打ち抜く等に対応願います。なお、鞘管は側溝下面から45°の影響線以上の長さとしてください）

### （3）道路の復旧方法について

舗装の復旧について、県道は設計交通量に応じて多種の舗装構成があること、交通量の違いにより仮舗装が必要な場所があることから、復旧方法は個別の判断が必要です。

このため、市担当者の実績等による判断が出来かねる場合は、道路台帳図を依頼する際に、県道の舗装構成等について県道管理者と事前協議してください。（いずれの場合も原形復旧が原則です）

- ・施工は埋戻までを1日単位、片側交互通行は夜間解放する前提で計画してください。
- ・標準的な影響範囲は50cmを見込んでください。
- ・歩道については全幅復旧が前提です。車道については路側帯（白線）を超える舗装復旧となる場合はセンターラインまで舗装復旧してください。
- ・交通量によっては仮舗装復旧が必要ですので、事前に県道路管理者と調整してください。

### （4）道路規制計画について

工事に伴う道路の通行規制について、道路管理者及び警察との協議は、道路規制計画書に基づいて行います。作成の際には以下の点に注意してください。

- ・県道の全面通行止めは基本的に出来ません。
- ・歩行者通路（幅1m、積雪期のみ0.75mまで縮小可能）を設置してください。  
↳狭小道路等で歩行者通路を設置すると車道中央を越える場合は、「歩行者通過の際は作業を停止し誘導員が通行させる」等の条件を付してください。
- ・規制図の詳細については、県の道路担当者にサンプルを依頼する他、「秋田県建設部 保安施設設置基準」を参考にしてください。

### （5）工事期間の設定について

工事期間は本復旧が完了し、工事完了届を提出するまでです。申請書に記載した工事期間の完了までに工事完了届を提出してください。

※ 工事期間は工事終了後の書類作成を含んだ日数で設定すること。

## 4 占用申請書の組み方について

提出書類は、水道課保管用として1部、市が県に提出用として2部必要になります。以下の順番で組み合わせて提出してください。

(提出物一覧)・・・※標準的な例

- (1) 許可申請書
- (2) 位置図
- (3) 工事図面(平面図・横断図もしくは断面図・構造図)
- (4) 道路規制計画(交通規制図及び看板・標識図等)
- (5) 現場写真

## 5 変更届について

道路占用申請を変更したい時は、市水道課に連絡して道路管理者(県)と協議の上、速やかに変更届を提出してください。

※ 事後報告せず、必ず変更事由があった時点で工事を中断し、市水道課に連絡すること。

許可申請書の右肩の「変更」欄に丸を打ち、変更箇所を朱書き訂正の上、目的欄に変更内容、備考欄に変更理由を記載してください。なお、変更前の許可書の写し以外は、変更があった書類のみ提出してください。

工期変更のみの場合は、許可申請書(目的欄に変更内容、備考欄に変更理由を記載)、変更前の許可書写しの提出となります。

※朱書き訂正のやりかた

訂正する部分を取り消し線で見え消しし、そのすぐ上に赤字で変更後を記載する。

L=20m ←赤字(変更後)

~~L=15m~~ ←黒字(変更前)

## 6 着手届について

占用工事については、着手に先駆け、着手届の提出が必要になります。工事着工前に、必ず提出をお願いします。

## 7 工事完了届について

占用工事が完了したら、**工事工期内に速やかに完了届を提出**してください。

1. 完了届に必要な書類の部数は以下のとおりです。

- (1) 完了届・・・横手市分1部、県提出分1部(工事写真は占用範囲のみ添付。)
- (2) 上下水道取出し工事写真チェックリスト

2. 上下水道取出し工事写真チェックリストについて

工事写真は上下水道取出し工事写真チェックリストの項目に従って撮影及び整理をしてください。完了届はチェックリストを確認したうえで提出をお願いします。

県からもチェックシートが提示されている場合は、こちらも精査してください。(添付は不要です)

# 県管理道路の舗装復旧例（申請書）

上水第 519 号  
令和 4 年 11 月 9 日

## 道路占用許可申請書

新規	更新	変更	
----	----	----	--

道路管理者  
秋田県知事 佐竹 敬久 様

〒013-8601  
横手市中央町 8 番 2 号  
横手市長 高橋 大

(担当)〒013-0022  
横手市四日町 3 番 2 3 号  
横手市上下水道部水道課  
給配水整備係 ○○ ○○  
TEL 0182-35-2252

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的	給水管布設のため		
占用場所	路線名	一般県道 耳取後三年線	車道 歩道 其他
	場所	横手市大雄字佐加里西 地内	
占用物件	名称	規模	数量
	【給水管】ポリエチレン管(PP)	φ 20mm 外径(27mm)	L=13.8m
	【さや管】配管用炭素鋼鋼管(SGP)	32A 外径(48mm)	L=1.7m
占用期間	許可の日～令和14年3月31日	占用物件の構造	別紙
工事期間	許可の日～ 令和4年12月28日	工事の施工方法	請負工事
道路の復旧方法	原形復旧	添付書類	別紙
備考			

秋田県平鹿市 収

### 【注意事項】

- 記載の詳細については、別途「（記載例）道路占用申請書」を確認願います。
- 記載の子細については、提出先の市担当者と調整願います。
- 分かるのであれば占用場所箇所は○○○町○○番○○号まで記入してください。

道路占用  
許可申請  
書  
協  
議

秋田県知事 様

(A4版)

新 規	更 新	変 更	(番 号)	年 月 日
				令 和 年 月 日

〒 住 所  
氏 名 (法人等の場合は名称(代表者の役職、氏名))  
担当者  
TEL  
E-mail

第32条 許可を申請  
第35条 の規定により  
協 議

占用の目的	路線名		車道・歩道・その他	
占用の場所	場 所			
占用物件	名	称	規 模	数 量
	令和 令和	年 月 日 年 月 日	占用物件 の 構 造	日 間
工事の期間	令和 令和	年 月 日 年 月 日	工 事 実 施 の 方 法	日 間
	道 路 復 旧 方 法	添 付 書 類		
備 考				

記載要領

- 許可申請書、第32条、第35条、第35条の協 議、第35条の協 議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 新 更 変、規 新 更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年 月 日 を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者が法人である場合は代表者、以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理 者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を記

道路占用許可申請書の記載例

(タイトル)

- 申請者が国が国以外かどうかで使い分けをします。国以外は「許可申請」に○記載です。
- 「新規」「更新」「変更」のどれかに○を記載します。「更新」「変更」の場合は当初許可書 に記載の番号を記載します。(当初許可記載例)「指令平建-XX 平成XX年XX月XX日」。
- なお、「更新」は現在許可を受けている期間を延長する場合です。

(提出日・宛名欄)

- 申請年月日は正式な振出日してください。(打合せした日ではありません)
- 申請者が法人の場合は事務所の所在地、会社名、代表者の名前を記載してください。他に、実際に 連絡を受け付ける担当者の部署と電話番号、メールアドレスの記載をお願いします。

(道路法～)

- 申請者が国が国以外かどうかで使い分けをします。国以外は「第32条」「許可を申請」に ○を記載してください。

(占用の目的以降の表内記載)

- 占用の目的はある程度具体的に記載願います。なお、書き切れない場合は備考欄を利用して補足 記載してください。(例：「第〇回〇〇フェア看検設置のため」「〇〇町簡易水道施設整備のため」)
- 「〇〇発注工事の仮設現場事務所等設置のため」「森林整備による木材搬出のため」)
- 使用する道路を記載してください。(ネットの地図や住宅地図に記載があります)
- 使用する敷地に○をしてください。路肩、法面、駐車場などの場合は「その他」に○をして 下段の空欄に直接記載願います。
- 住所は字、できれば番地まで記載してください。(例：湯沢市〇〇町〇番地～〇〇町〇番地)
- 延長が長い場合は起終点を記載してください。(例：進入路、仮囲い、旗、木柵、埋設管等)
- 使用目的に合った具体的な記載になります。(例：高さ〇m、長さ〇m、短管パイプ興行〇m× 〇m、木製高さ〇m、ポリエチレン管外径〇mm・・・等) [設置の記載は外徑で(例：SGP管外径〇mm)]
- 名称に合わせた寸法、規格等を記載してください。(例：〇m×〇m、短管パイプ興行〇m× 高さ〇m、木製高さ〇m、ポリエチレン管外径〇mm・・・等)
- 名称、規模に沿った単位で占用延長、面積等を記載してください。(管等の場合は延長のみです。 敷地として借りる場合は面積の記載が必要です)
- 占用、工事ともに工事開始～撤去までの期間を記入してください。

継続的に利用(埋設物等)の際は占用終わりを限度年数の年度末(3/31)で記載してください。

- 「添付書類の通り」と記載し申請書に構造図等を添付してください。
- 工事実施の方法は、直接作業を行う場合は「直営」、請け負わせる場合は「請負」としてください。 請負の場合は書手届提出時に請負業者等を記載してください。
- 復旧方法は「現形復旧」が基本です。復旧できない場合は担当と相談願います。
- 備考欄は基本的に「目田欄」です。占用目的で書き切れなかった情報や同時施工の有無、隣接者と の協議結果などを記載願います。

(添付図面等)

A4 もしくは A3 で作成願います。基本的な構成は下記によります。

- 位置 図：1/50000程度の地図に印してください(国土地理院HPが便利です)
- 平面 図：県所有の道路台帳図(1/1000)を提供しますので利用してください
- 構造 図：見取り図、側面図、正面図、組立図等、適時用意願います。
- 写 真：現地状況がわかる全写真と主要な近影を撮影し、写真にマジック等で 交通規制(片側交互通行)が必要な場合は保安図が必須です。
- その他資料：イベントのパンフレット、特殊な工法(推進工事等)のカタログ等。

(記載要領)

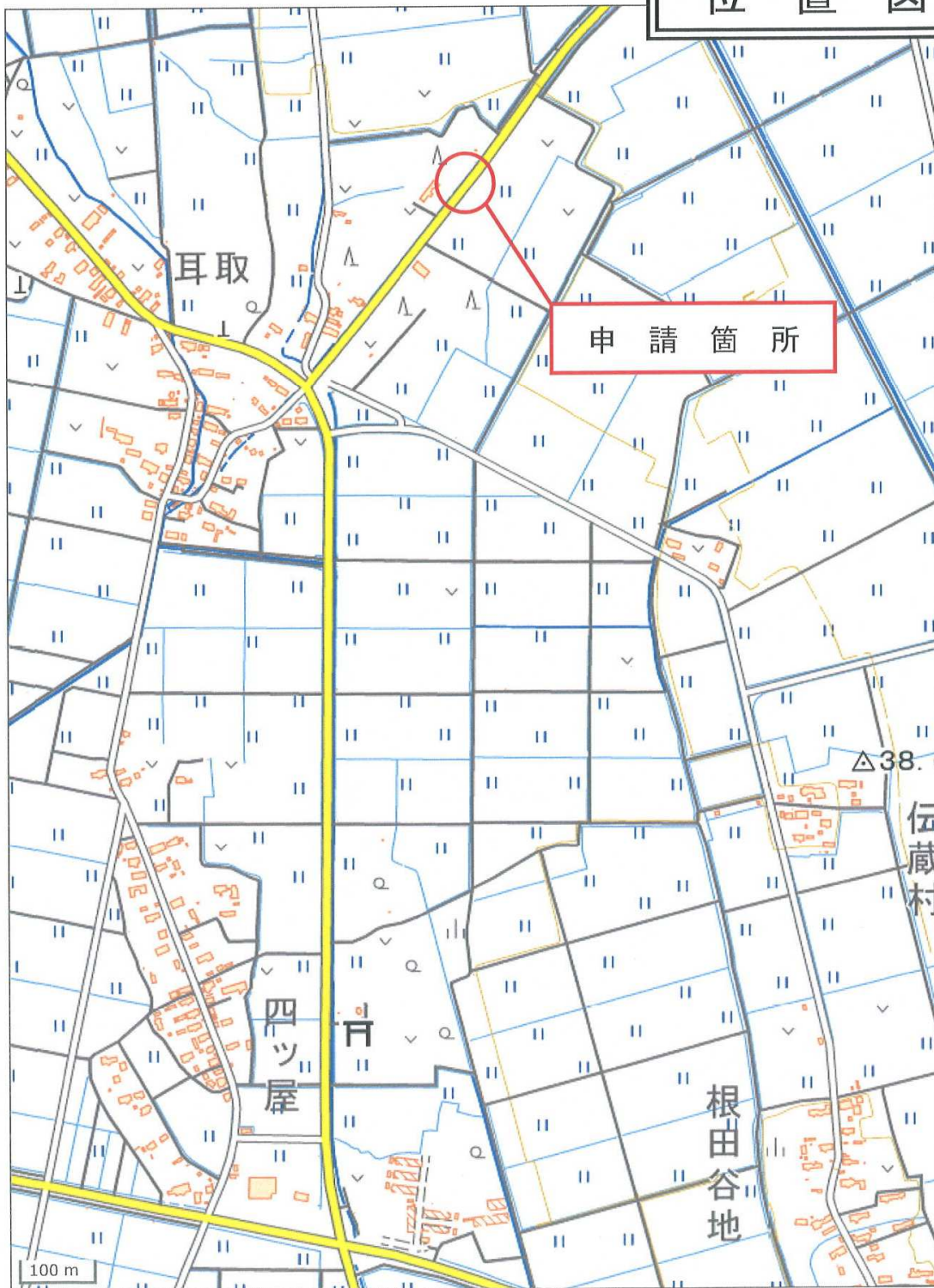
記載要領ですので、記載内容にスペースが足りない場合などは、適時削除してもかまいません。

その他不明な点は担当者まで連絡願います。

## 県管理道路の舗装復旧例（位置図）

地理院地図  
GSI Maps

位置図



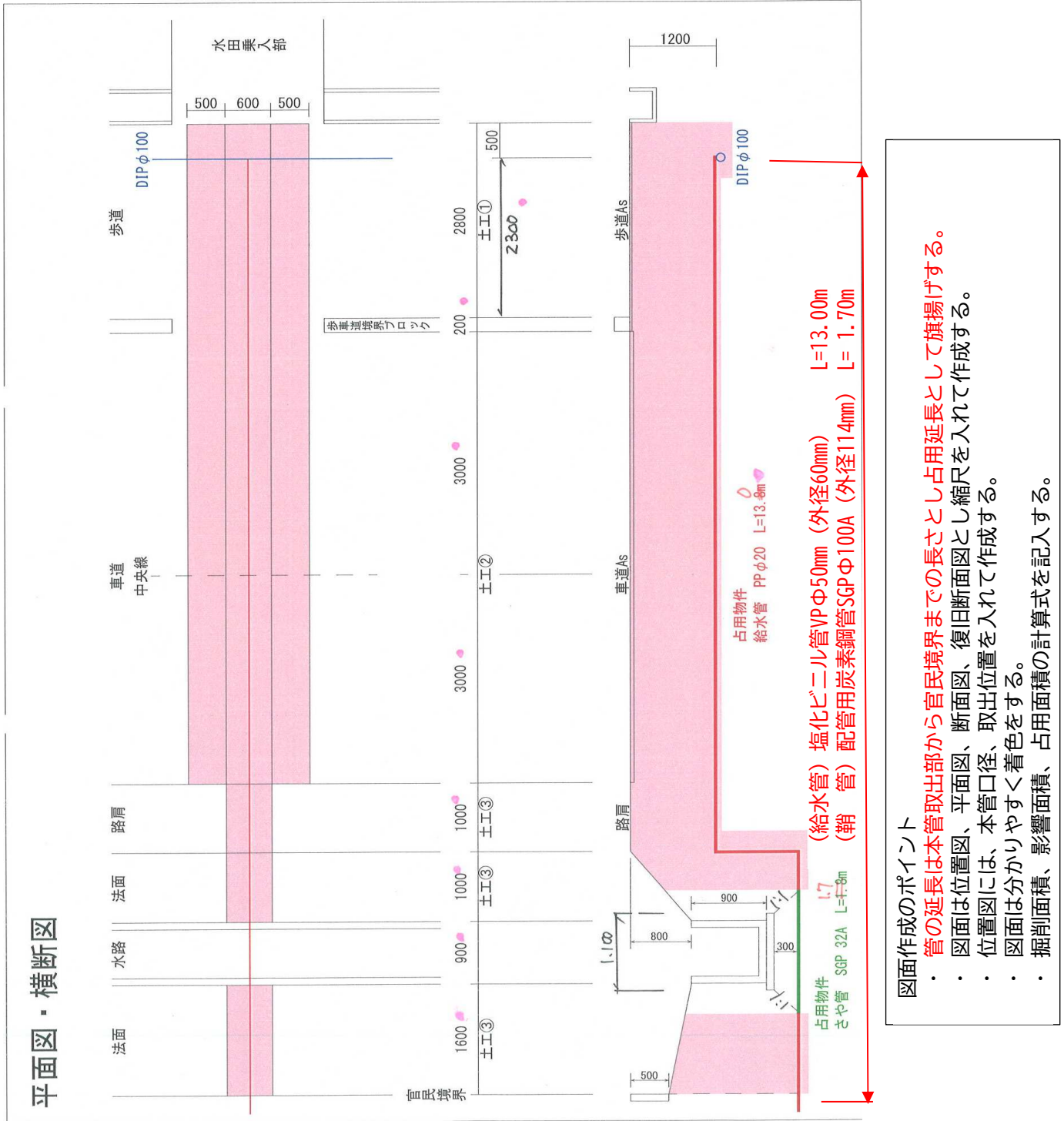
### 【注意事項】

・位置図は任意でインターネット等の地図でもかまいませんが、地名等の記載が少ないweb地図も多いですので、インターネットを利用する場合は、国土地理院のwebmapがおすすめです。印刷の上「申請地」を旗揚げしてください。 (<https://www.gsi.go.jp/>)





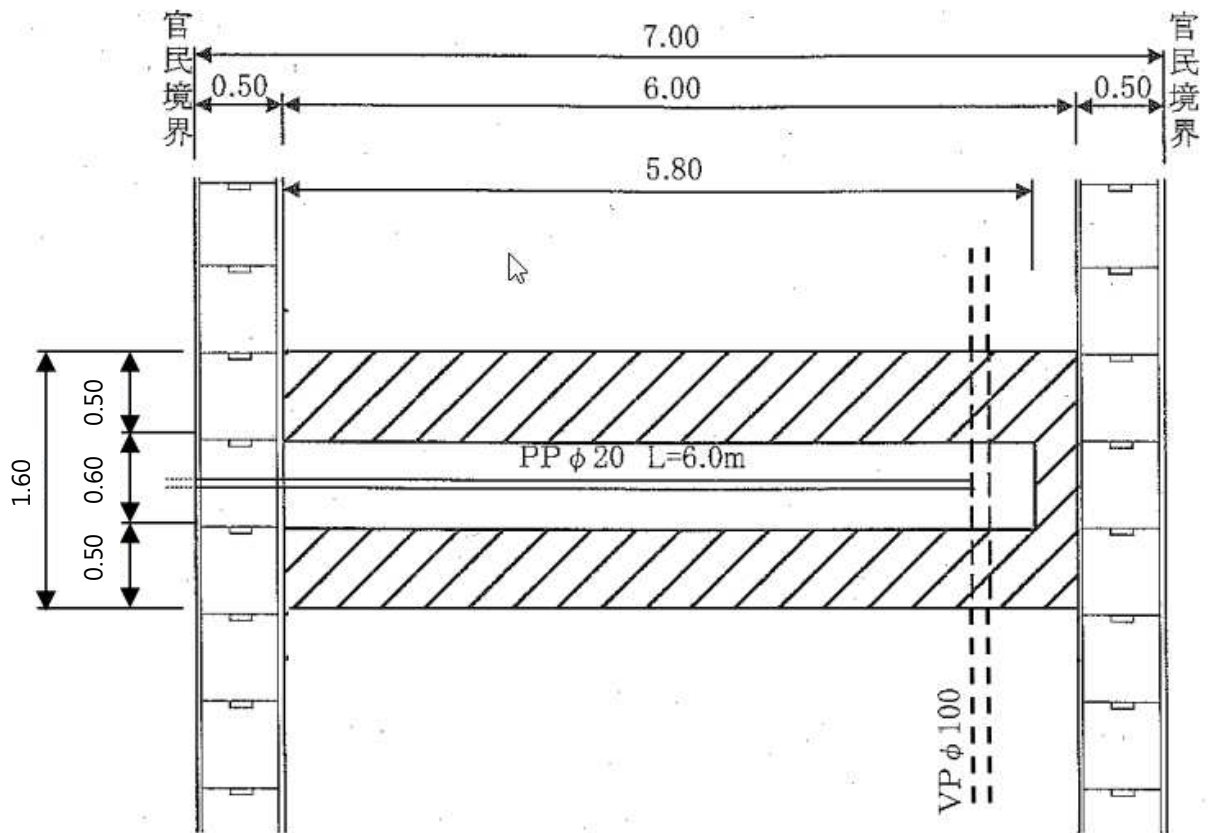
# 県管理道路の舗装復旧例（構造図）



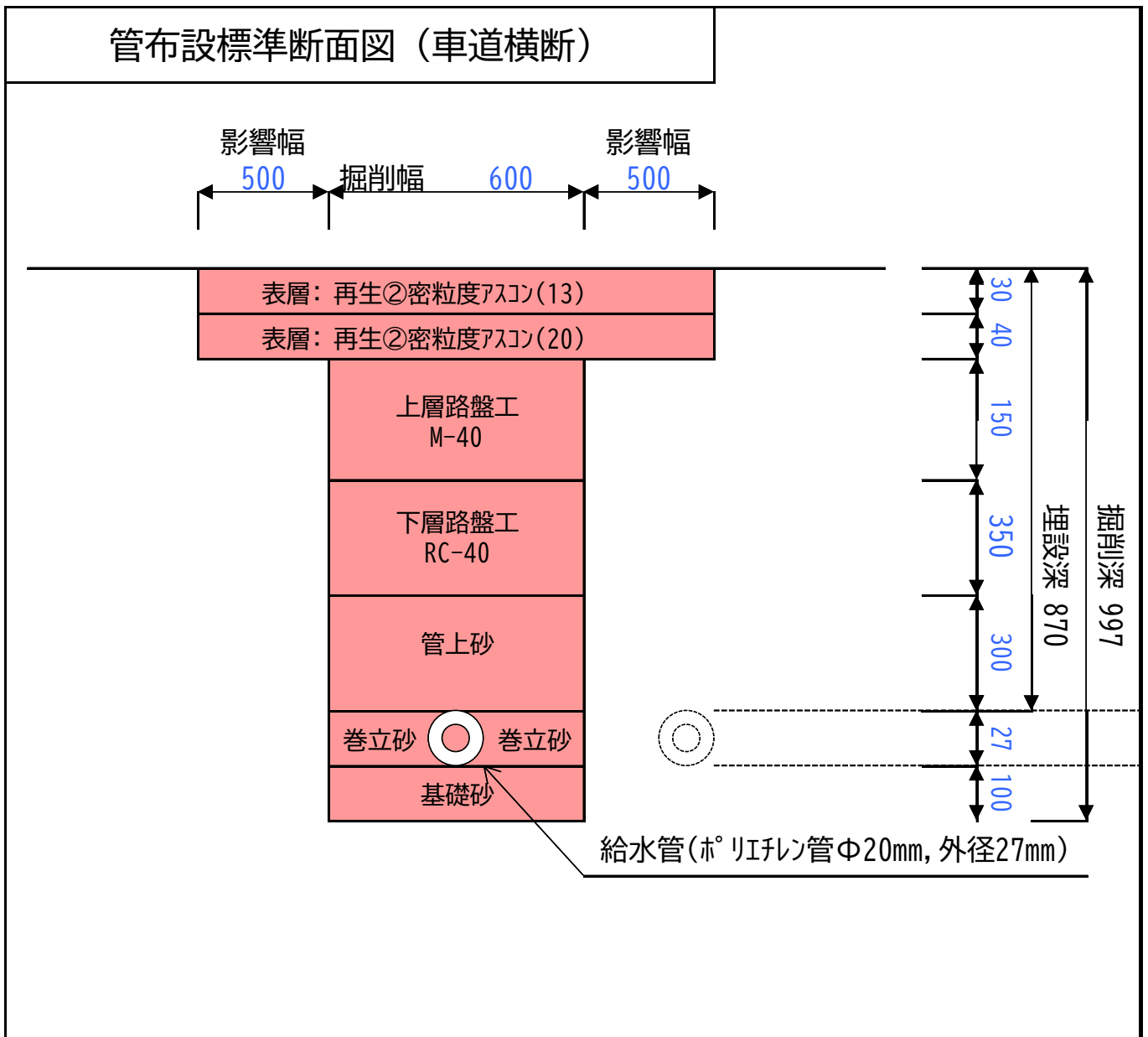
## 【注意事項】

- ・ 占有延長は水平延長にて記載してください。
- ・ 舗装構成内に埋設施設が干渉しないよう埋設深を設計してください。（具体的には、下層路盤に管上砂が干渉しないこと）
- ・ 既設構造物（道路構造物、他管理者の埋設物）と一定以上の離隔をとること。一般的には30cmですが、関係する管理者に確認を取ってください。
- ・ 側溝下を横断する場合も離隔を確保してください。また、狸堀は不等沈下の原因となりますので、絶対に止めてください。（鞘管を打ち抜く等に対応願います。なお、**鞘管は側溝下面から45°の影響線以上の長さとしてください**）

平面図 S=1:50



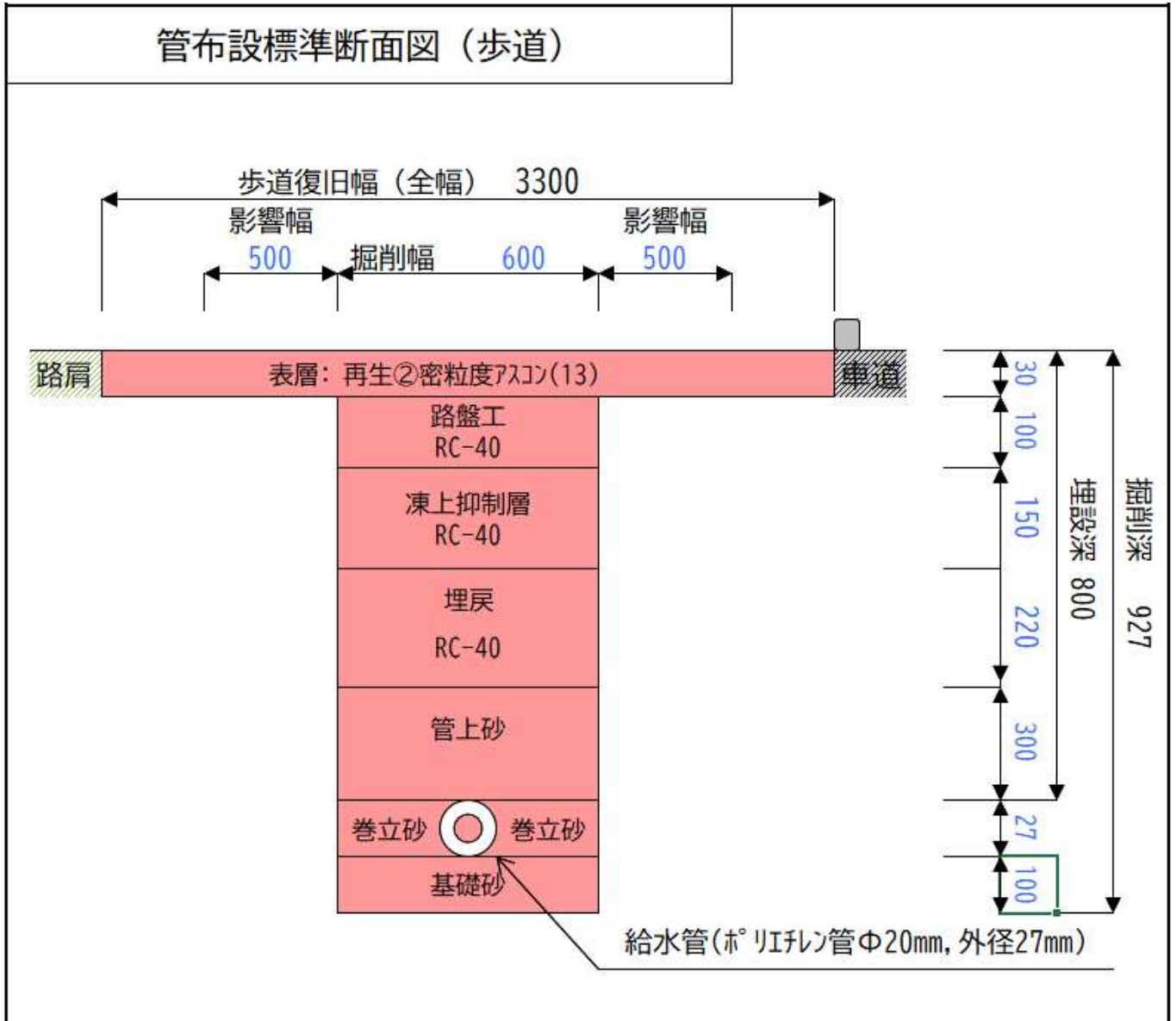
## 県管理道路の舗装復旧例（車道）



### 【注意事項】

- 1 舗装構成については、事前に道路管理者と協議し、確認すること。
- 2 現況舗装構成が申請時と異なった場合は、県道路管理者と確認の上で原形復旧すること。
- 3 埋設物の構造体（管上砂まで）が道路の舗装構成（下層路盤）に接触する場合は県道路管理者と別途協議すること。
- 4 路側帯（白線）を超える舗装復旧となる場合はセンターラインまで舗装復旧すること。
- 5 道路に対し斜めに掘削する場合、原則正方形に復旧すること。

## 県管理道路の舗装復旧例（歩道）

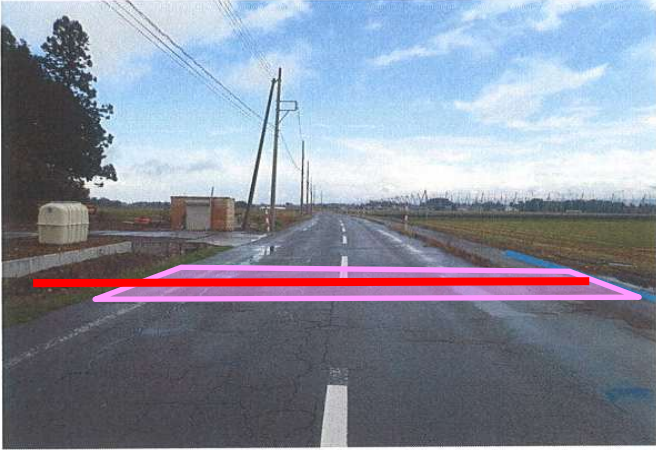


### 【注意事項】

- 1 舗装構成については、事前に道路管理者と協議し、確認すること。
- 2 現況舗装構成が申請時と異なった場合は、県道路管理者と確認の上で原形復旧すること。
- 3 埋設物の構造体（管上砂まで）が道路の舗装構成（下層路盤）に接触する場合は県道路管理者と別途協議すること。
- 4 道路に対し斜めに掘削する場合、原則正方形に復旧すること。



# 県管理道路の舗装復旧例（構造図）



路線名：  
県道 耳取後三年停車場線

撮影場所：  
横手市大雄字佐加里西 地内

---

既存管(青)口径 ■

新規給水管(赤)口径 ■

車道復旧範囲 ■

---



---



---



---



---



路線名：  
県道 耳取後三年停車場線

撮影場所：  
横手市大雄字佐加里西 地内

---



---



---



---



---



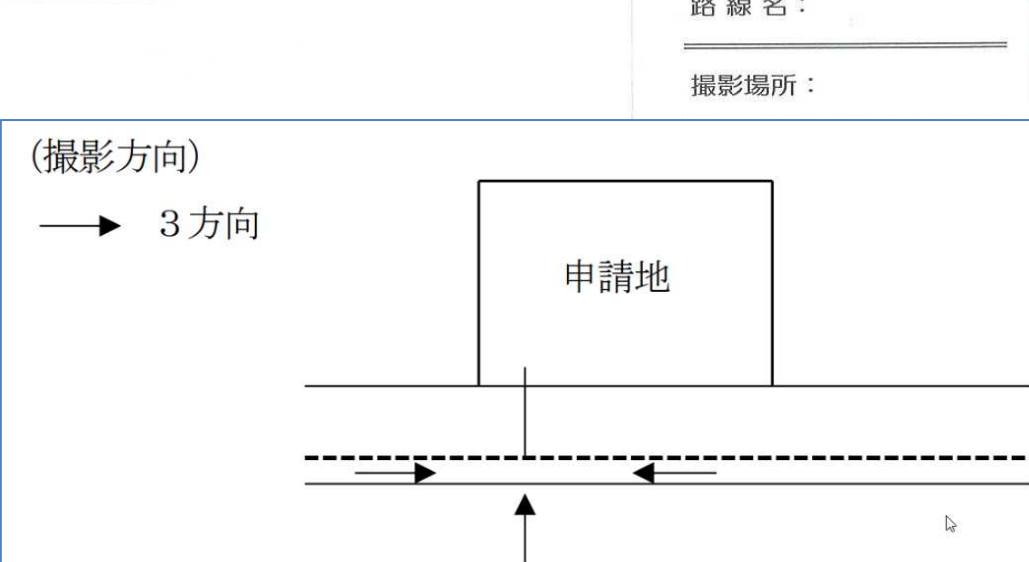
---



---



---



(撮影方向)  
→ 3方向

申請地

路線名：  
\_\_\_\_\_

撮影場所：  
\_\_\_\_\_

**【注意事項】**

- ・写真は車道、歩道の全景に埋設位置を赤線等で図示してください。
- ・復旧範囲は1枚目に記入ください。

令和 年 月 日

道路管理者  
秋田県知事 佐竹 敬久 様

申請者住所

氏 名

担当者住所

氏 名

電話番号

### 道路占用工事着手届

次のとおり占用工事に着手しますので、秋田県道路占用規則第8条の規定により、届け出ます。

占 用 の 目 的		
占 用 の 場 所	路 線 名	
	場 所	
占 用 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
占 用 物 件	名称	規模 数量
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号		
工 事 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (工事許可期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	
現 場 監 督 者 (請負工事の場合)		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	会 社 名 代 表 者 名 住 所 責 任 者 名 電 話 番 号	

添付書類

1 工事工程表

2 道路交通法第77条第1項の規定による所轄警察署長の許可書の写し

※ 届出年月日は、この着手届を提出する日とし、着手予定日を超えてはならない。

※ 工事の完成予定日は、工事許可期間を超えてはならない。

※ 次の道路で通行規制を行う場合、警備業法に基づく1級または2級の検定合格警備員1人以上を配置すること。  
(一般国道107号、県道湯沢雄物川大曲線)

令和 年 月 日

道路管理者  
秋田県知事 佐竹 敬久 様

申請者住所

氏 名

担当者住所

氏 名

電話番号

### 道路占用工事完了届

次のとおり占用工事を完了しましたので、秋田県道路占用規則第9条の規定により、届け出ます。

占 用 の 目 的		
占 用 の 場 所	路 線 名	
	場 所	
占 用 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
占 用 物 件	名称	規模 数量
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号		
工 事 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (工事許可期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)	
現 場 監 督 者 (請負工事の場合)		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	会 社 名 代 表 者 名 住 所 責 任 者 名 電 話 番 号	

添付資料  
着手前、工事中及び完了後の写真

※ 届出年月日及び完成日は、この完了届を提出する日とし、工事許可期間を超えてはならない。



## (参考・完成時提出資料) 水道取出し工事写真 チェックリスト

※該当しない項目がある場合は、確認欄に「-」を記入すること。

占用許可番号	令和〇年〇月〇日 指令平建-△△△-△△
占用場所	横手市〇〇字△△
路線名	県道〇〇〇〇〇〇〇〇線

施工内容	チェック項目	施工者	市
全体	(着手時、完成時) 施工箇所の状況が確認できるか。		
一次カッター (掘削部)	施工箇所の状況が確認できるか。 カッター幅がスケール等で確認できるか。		
着工前	許可書の計画掘削幅と一致しているか。 掘削幅がスケール等で確認できるか。		
掘削	許可書の掘削幅と一致しているか 給水装置の上水道本管との接続部分と配管状況が確認できるか。		
配管状況	排水設備の下水道本管との接続部分と配管状況が確認できるか。		
保護砂等	基礎砂、巻立砂、保護砂の厚さ、施工状況が確認できるか。		
埋戻し	各層20cmごとに締固め状況が確認できるか。		
仮舗装復旧	仮舗装の施工が確認できるか。		
本舗装復旧	二次カッター幅がスケールで確認できるか。 舗装にあたり、コート材の塗布が確認できるか。 舗装構成厚(表層、上層路盤、下層路盤)が確認できるか。		
コンクリート 根巻	基礎工の施工が確認できるか。 根巻コンクリートの辺長が確認できるか。		

## 【工事写真の諸注意】

- (1) 工程写真は次の通り撮影すること。
  - ①着工前 ②掘削部舗装切断 ③配管状況(床堀を含む) ④埋戻し(20cm厚)
  - ⑤下層路盤(仕上厚) ⑥上層路盤(仕上厚) ⑦影響舗装部切断 ⑧乳剤散布 ⑨表層(転圧状況) ⑩完成
- (2) 完成写真は着工前と同様3方向とし、全景が入るように撮影すること。また、路面清掃後撮影すること。
- (3) 工事写真は全て同一方向から撮影すること。
- (4) 着工前の写真はポール又はマーキングにより本管位置、給水管の配管予定位置がわかるようにすること。
- (5) 埋戻し写真は転圧中を撮影すること。(砂入替の場合は水締め及び転圧中の写真を撮影すること。)
- (6) 路盤及び表層は厚みが確認できる写真を添付すること。
- (7) 工事は全て申請書のとおり施工すること。なお、許可書に条件が記載してある場合はそれに従い施工すること。

(参考・完成時提出資料)

(県) 地下埋設物占用・完成写真チェックリスト

(管工事向け) 施工の注意及び完成届添付書類について

道路敷地内の管路埋設工事箇所、埋設部の埋戻し転圧不足による沈下や、付着の悪い舗装による亀裂・穴の発生により、車両走行時の段差による騒音の苦情やクラックの目地やパッチングの補修工事が多くの箇所で発生しています。

道路管理者として粗悪な施工により利用者に迷惑をかける、補修を行うなどの対応を防ぐため、占用される方がインフラ空間を利用するため施工者に守るべきルールを十分に監視し、完成時に証明してくださるよう、本チェックリストを作成しました。完成後の手戻り指示、やり直し工事が発生しないよう役立ててください。

＼	時期	概要	確認項目	チェック	写真管理
発注者	着手前説明	請負業者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用許可事務等取扱要項による指導</li> <li>占用内容と保安施設図の説明</li> <li>本チェックリストによる指導</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	-
請負者	着手前		<ul style="list-style-type: none"> <li>全景が入る写真とする(起終点、正面等)</li> <li>完成時と対比できるよう撮影位置を把握</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保安施設	交通規制状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>車線別に保安員、施設が配置されているか</li> <li>歩行者通路、片側交互通行の確保</li> <li>申請時の保安図との比較</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	舗装取り壊し	切断、破碎状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削箇所の切断、影響線の切断</li> <li>壊し残し、路上での小割等行っていないか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	掘削	掘削幅、安定勾配	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削幅は最小限か</li> <li>直高1m超をオープン掘削する場合は5分勾配を確保しているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管据え付け	管巻立砂管設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>管巻立砂は水締め、タコ等入念に行っているか</li> <li>埋設深さは設計通りか</li> <li>支障物との離隔は確保されているか</li> <li>埋設物表示シートの設置は行われているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	支障物伏せ越し	施工方法離隔	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障物撤去再設置、推進、鞘管施工等の状況</li> <li>狸堀、支障物下部の抜落ちが発生していないか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	仮設	湧水処理 土留工 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水がある場合、排水処理を行っているか</li> <li>直高1.5m超の場合土留工を行っているか</li> <li>作業終了時には埋戻しを完了しているか</li> <li>仮舗装を行っているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	埋戻し	埋戻し 転圧状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋戻しは良質か(通常の埋戻しは碎石)</li> <li>埋戻しは20cm以内で転圧機械を使用しているか(狭所作業の埋戻し規定を参照)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	路盤舗装	下層路盤 上層路盤 舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計通りの厚さを確保しているか</li> <li>プライムコートはムラ無く路盤全面及び舗装切断面や側溝の側面にも塗られているか</li> <li>タックコートもプライムコートと同様とする</li> <li>舗装面に既設との段差はないか</li> <li>舗装時の温度を撮影</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
完成	原型復旧状況 白線含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>着手前と比較可能か</li> <li>白線等の復旧を忘れていないか(消えかけている現場でも復旧は舗装取壊分行ってください)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
発注者	完成届提出前のチェック	上記内容をチェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出する完成写真は上記内容を表現しているか</li> <li>特に陥没、舗装破損の原因となる埋戻し不備(20cm厚の確保)、舗装施工不良(プライム、タックコートのムラ塗り、切断面への塗布)が確実にされているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	-

以上の項目は最低限守ってもらいたい内容を記載したものです。

詳細については別紙を確認願います。